

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

最終改正 令和七年十二月二十六日

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業^{けん}を共同して行う場合にあつては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第一号から第四号の二まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものであるとして当該確認を受けようとする場合にあつては第一号から第五号までとし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものであるとして当該確認を受けようとする場合にあつては次の各号とする。）（当該承認地域

経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）について、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「基本方針」という。）第一ト(3)に規定する評価委員会において、先進的であると認められたこと。

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域（対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が当該特定非常災害に基因して災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹災証明書又はこれ

に準ずる書類の交付を受けた者である場合には、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第七条の政令で定める地区）内であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る法第十三条第一項に規定する地域経済牽引事業計画の同条第四項又は第七項の規定による承認（以下「承認」という。）を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、当該特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過していないこと。

一の二 承認地域経済牽引事業について、次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業に係る法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性の伸び率の年平均が百分の四以上となることが見込まれること。

ロ 減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることが見込まれること。

二 計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽

引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

三 減価償却資産の取得予定価額の合計額が一億円以上であること。

四 減価償却資産の取得予定価額が、次のイからハまでに掲げる対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額の百分の二十五以上の額であること。

イ ロ及びハに掲げる者以外の対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第四十一号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が

一年未満である場合にあつては、その加えて得た額を一年当たりの額に換算した額)

ハ 外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が百分の五十を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。） 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）に、当該外国法人等（その百分の五十を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

四の二 法第二十五条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であつて、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（当該確認申請前に当該他の計画に係る法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業が法第二十五条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。）

）がある場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

五 計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度の付加価値額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては一年当たりの金額に換算した金額とし、零以下である場合にあっては一円とする。以下同じ。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。）が百分の八以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が一億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(2) 計画承認日が令和五年四月一日以後である場合であつて、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が五十億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が三億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(3) 計画承認日が令和七年四月一日以後である場合であつて、対象事業が次のいずれかに該当するとともに、承認地域経済牽引事業が一億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであり、かつ、減価償却資産の取得予定価額の合計額が十億円以上であること。

(i) 指定業種（その承認の際に適合すると認められた法第六条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において法第四条第一項に規定する市町村及び同項に規定する都道府県が基本方針第一八に基づき指定した業種をいう。以下同じ。）に該当すること。

(ii) 対象事業の特定取引先（当該対象事業に関する直接の取引先であつて当該対象事業の出荷額又は仕入額のうち当該取引先に対する出荷額又は当該取引先からの仕入額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該取引先をいう。）の行う対象事業者からの仕入れ（当該対象事業に係るものに限る。）又は対象事業者に対する出荷（当該対象事業に係るものに限る。）に係る事業（当該対象事業に係る承認の際に適合すると認められた同意基本計画の法第四条第二項第一号に規定する促進区域内において行われるものに限る。）が指定業種に該当するものであること。

ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産

性の伸び率の年平均が百分の五以上（計画承認日が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号。以下「改正産業競争力強化法」という。）の施行の日前である場合又は対象事業者が法第二条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、百分の四以上）となることが見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることが見込まれること。

ニ 第一号イに該当すること。

六 計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日以後である場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 対象事業者が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十四条の二第一項に規定する特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省、経済産業省告示第一号。以下「実施指針」という。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている者に限る。）であること。

ロ 前号イ(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

ハ 減価償却資産の取得予定価額の合計額が十億円以上であること。

ニ 対象事業者が受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。

2 主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、法第三条第一項に規定する代表者。以下同じ。）から確認申請を受けた場合であつて、対象事業が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額の計算方法

売上高一費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいう。）十給与総額

十租税公課

2 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

3 投資収益率の計算方法

(経常利益＋減価償却費)の増加額／減価償却資産の取得予定価額

附 則 (平成三十一年三月二十九日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)

(施行期日)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定(第一項第一号ロの規定を除く。)は、平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受ける者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認について

て適用し、同日前に同法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年九月十六日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月三十一日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受ける者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十五条の規定により受ける確認について適用し、同日前に同法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十八条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十五条の規定により受ける確認については、なお従前の例による。

附 則 (令和七年十二月二十六日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通

省、環境省告示第二号)

この告示は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。